

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和元年 (2019年)

No. 14973 1部370円(税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業 調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

目 次

☆A I における法的検討・A I 管理② A I による民法データの管理 …………(1)

| における法的検討

AIによる民法データの管理

吉備国際大学大学院 知的財産学研究科 教授 名古屋大学・明治学院大学名誉教授 加賀山 茂

I AIとは何か

西欧には、「アヒルのように歩き、アヒルのよう にクワッと鳴くなら、それはアヒルだ。-賢者」と いうことわざがあるという(「ノバノビック・入門 Python 3 (2015) 173頁])。

そのことわざに倣うならば、「コンピュータが人 間の脳が考えているのと同じように振舞うならば、 それが人工知能だ。」ということができるであろう。

確かに、AI (Artificial Intelligence:人工知能)と は何かについては、議論がある(「新井・AI vs.子ど もたち(2018) 、「西垣·AI原論(2018) 〕など参照)。 しかし、現在においては、AIとは、コンピュータの 得意分野である「クライアントが求めている専門知 識を的確に提供する」という側面(エキスパートシ



京都ブランチ (5 名:うち弁理士3名)

神戸本部 (66 名:うち弁理士26名)

上海瀚橋専利代理事務所 (12 名:うち専利代理人 6 名)



創業 1926 年、貴社の特許、意匠、商標出願を先進国から新興国まで豊富な経験とスタッフでサポートします。

- ■URL:http://www.arco.chuo.kobe.jp/ ■E-mail:office@arco.chuo.kobe.jp
- 神戸市中央区東町 123 の 1 貿易ビル 3F ■神戸本部:〒650-0031
- ■京都ブランチ:〒600-8492 京都市下京区月鉾町 47-3 四条新町ビル 4階
- ■上 海 瀚 橋 : 郵編 200120 中国 上海市浦東新区東方路69号A棟20階 2007号室 TEL:+86-21-6415-8030

■顧問:米国特許弁護士 マーク・アレマン 中国専利代理人 曹芳玲 他5名 TEL: 078-321-8822 TEL: 075-213-5600 ステム)と同時に、人間の得意分野である「自学自習をしながら成長する」という側面(ディープラーニング)を併せ持ち、あたかも「頼りになるブレーン」であるかのように振舞うことのできる存在であると考えられているように思われる([渡辺・AIに負けない教育(2018)38頁]参照)。

人工知能の振る舞いが「人間と勘違いされる」事例については、例えば、[渡辺・AIに負けない教育(2018)30-31頁]において、コンピュータ・カウンセラー「イライザ」のタイトルで以下のように紹介されている。

「イライザ」というコンピュータ・プログラムによる「カウンセリング」は、精神科医の立場から患者さんと対話することを目標として1960年代に〔MITのジョセフ・ワイゼンバウムによって〕開発されたプログラムである。ロジャーズ派の精神分析を参考に開発されたプログラムで、カウンセラーからは意見を言わず、相手の言った言葉を反復するような形で質問し会話を進めるようにプログラムされている。

適切な返答ができないような場合には、「それで」とか「そのことについてもっと詳しく話して下さい」という決まり文句で返答するようになっている。これがラジオ番組に出演し、大ヒットとなった。例えば、次のようなやり取りがなされる。

イライザ:こんにちは。私はラジオ精神科医のイライザです。あなたの悩みは何ですか?

患者:最近、何をやってもおもしろくないんです。 イライザ:そのことについて、もっと詳しく話し て下さい。

患者: 例えば、彼女とデートしていても、何かお もしろくない。

イライザ:それで。

患者:例えば、ドライブしていても会話がはずまないっていうか…。

イライザ:あなたは、何が原因だと思いますか? 患者:やっぱり、仕事の方が最近あまりうまくいっ てないってことが…。

イライザ: そのことについて、もっと詳しく話して下さい。

患者:新しい部長になってから、どうもうまくい かない。

イライザ: それは、どうしてですか?

患者:やっぱり、性格が合わないんだと思います。 イライザ:そのことについて、もっと詳しく話し て下さい。

患者:部長は完璧主義だけど、僕は「まあ何とか うまくいけばいいや」って思う方だから…。

イライザ:それで。

患者:その辺が…怒られたとか、喧嘩をしたっていうんではないんですよ。ただ、何となく性が合わないっていうか…。

イライザ: そのことについて、もっと詳しく話して下さい。

(渡部信一『鉄腕アトムと晋平君:ロボット研究 の進化と自閉症児の発達』ミネルバ書房(1998))

上記のイライザの振る舞いを詳細に検討してみると、イライザは、非常に単純な応答しかできないことがわかるのだが、利用者の中には自分の悩みを本気で打ち明け、相談する人もでてきたという。その利用者は、ラジオの向こうにいるイライザが本当のカウンセラーであると思いこんでしまったのだという[渡辺・AIに負けない教育(2018)31頁]。

それでは、法律に関するAI、特に、民法に関する AIとは、どのように振舞うAIなのであろうか。

Ⅱ AIによる法情報のコントロール

1. データテック (DataTech)

法律に関して、頼りになる法律家と同じように振舞うAIとは、すべてのシステムに共通する「Input (入力) →System (内部での情報処理) →Output (出力)」という機能を有するばかりでなく、自発的に外部のデータを収集し、System内部のデータベースを自動的に最新のものへと更新することができ、しかも、更新したデータベースから、求めに応じて、分かりやすい形式で報告書を出力できるシステムである(Data Techの詳細については、「佐々木=志田・データテック(2019)」参照)。

そのことを図式化すると以下のようになる

図1で示した法律AI(法情報プラットフォーム)は、最新のICTを活用して、インターネット上にあるすべてのデータを常にクローリングし、必要な情報をスクレイピングしながら、自己のデータベースを最新のものへと更新し、そのデータベースに基づいて、クライアントが求める情報をわかりやすい報告書の形で提供できるプラットフォームという性格を有するAIである。

このプラットフォームにアクセスするクライア